

アジア経済法令ニュース 増刊 No.16-108

会社の労働者への宗教休日手当に関する 2016 年 3 月 8 日付インドネシア共和国
労働大臣規程 No.6

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2016 年 8 月 8 日 (月)

会社の労働者への宗教休日手当に関する 2016 年 3 月 8 日付 インドネシア共和国労働大臣規程 No. 6

第 1 章 総則

第 1 条

この大臣規程において、次の各項の用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

1. 「宗教休日手当」(THR Keagamaan) とは、経営者から労働者又はその家族に対して、宗教休日の前に支払われなければならない、賃金以外の手当をいう。
2. 「宗教休日」とは、イスラム教を信仰する労働者にとってのイドゥル・フィトリ(レバラン)祭日、カトリック及びプロテスタントを信仰する労働者にとってのクリスマス、ヒンドゥー教を信仰する労働者にとってのヒンドゥー正月、仏教を信仰する労働者にとってのワイサック休暇並びに儒教を信仰する労働者にとっての春節をいう。
3. 「経営者」とは、以下の各号に定めるところをいう。
 - a. 自己の所有する会社を経営する個人、組合又は法人
 - b. 自己の所有ではない会社を独立して経営する個人、組合又は法人
 - c. インドネシア国領域外の地域に本拠地を有する本項 a 号及び b 号所定の会社を代表してインドネシアに所在する個人、組合又は法人
4. 「労働者」とは、賃金又は他の形態の報酬を受け取ることをもって就業する個人をいう。

第 2 条

- (1) 経営者は、既にその雇用期間が継続して 1 か月以上である労働者に対し、宗教休日手当を支給しなければならない。
- (2) 前項所定の宗教休日手当は、無期の労働契約又は有期の労働契約に基づき経営者と労働関係を有する労働者に対し支給される。

第 2 章 宗教休日手当支給の金額及び手続

第 3 条

- (1) 前条第(1)項所定の宗教休日手当の金額は、次のとおり決定される。
 - a. 既にその雇用期間が継続して 12 か月以上である労働者： 1 か月分の賃金額が支給される。
 - b. その雇用期間が継続して 1 か月以上 12 か月未満である労働者： 雇用期間に応じ、次の計算式に従って支給される。

$$\frac{\text{雇用期間}}{12} \times 1 \text{ か月分の賃金額}$$

12

- (2) 前項所定の 1 か月分の賃金は、以下の賃金の要素により構成される。
- a. 基本給 (clean wages) を構成する、手当を除く賃金
又は
 - b. 固定手当を含む基本的な賃金
- (3) 臨時雇用の契約に基づき就業する労働者のための、第(1)項所定の 1 か月分の賃金は、以下のとおり計算される。
- a. 既にその雇用期間が 12 か月以上である労働者： 宗教休日手当よりも前の直近 12 か月において受領された賃金の平均をとって算定される 1 か月分の賃金
 - b. その雇用期間が 12 か月未満である労働者： 雇用期間中の各月において受領された賃金の平均をとって算定される 1 か月分の賃金

第 4 条

既存の労働契約、就業規則、労働協約又は慣習に基づき決定される宗教休日手当の金額が第 3 条第(1)項所定の宗教休日手当の金額より大きい場合には、労働者に支払われる宗教休日手当は、既存の労働契約、就業規則、労働協約又は慣習に従う。

第 5 条

- (1) 第 2 条第(1)項所定の宗教休日手当は、それぞれの労働者の宗教休日に伴って、1 年に 1 回支給される。
- (2) 同一の宗教休日が 1 年に 1 回より多く生ずる場合には、宗教休日手当は、宗教休日の実施に伴って支給される。
- (3) 第(1)項所定の宗教休日手当は、労働契約、就業規則又は労働協約において具体化された経営者及び労働者の合意による別段の定めがない限り、それぞれの労働者の宗教休日に伴って支払われる。
- (4) 第(1)項及び第(2)項所定の宗教休日手当は、遅くとも宗教休日の 7 日前までに経営者により支払われなければならない。

第 6 条

第 2 条第(2)項所定の宗教休日手当は、インドネシア共和国のルピア通貨を使用する規定により、現金の形式において支給される。

第 7 条

- (1) 無期の労働契約に基づき、かつ、宗教休日前の 30 日以内に雇用関係が終了した労働者は、宗教休日手当に対する権利を有する。
- (2) 前項所定の宗教休日手当は、経営者によって雇用関係が終了されたその年に適用される。
- (3) 第(1)項所定の条件は、有期雇用契約に基づき、その雇用関係が宗教休日前に終了した労働者には適用されない。

第 8 条

雇用期間の継続を伴って他の会社へ移籍する労働者は、当該労働者が前の会社から宗教休日手当をいまだ取得していない場合、新しい会社における宗教休日手当について権利を有する。

第3章 監督

第9条

この大臣規程の実施の監督は、労働監督官によって行われる。

第4章 罰金及び行政処分

第10条

- (1) 第5条第(4)項所定の労働者への宗教休日手当の支払いを遅延した経営者には、雇用者の支払義務の期限を経過した時から、支払われるべき宗教休日手当の全額の5%に相当する罰金が課される。
- (2) 前項所定の罰金の賦課は、労働者に対して宗教休日手当を支払う雇用者の義務を消滅させない。
- (3) 第(1)項所定の罰金は、労働者の福祉のために管理され、かつ、使用され、これについては就業規則又は労働協約において規定される。

第11条

- (1) 第5条所定の労働者への宗教休日手当を支払わない経営者は、行政処分を賦課される。
- (2) 第(1)項所定の行政処分は、法令の規定に基づく。

第5章 終則

第12条

この大臣規程が発効した時に、会社の労働者への宗教休日手当に関する労働大臣規程1994年4号は、廃止され、かつ、無効となる。

第13条

この大臣規程は、公布の日から施行する。

(インドネシア法令研究会翻訳。会長：宍戸一樹、事務局長：野島未華子、副事務局長：梶間茂樹)